埼玉県訓令第五号

本

地域機関

埼玉県文書管理規程 の一部を改正する訓令を次 のように 定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

正する。 埼玉県文書管理規程 (平成十三年埼玉県訓令第二十二号) の 一 部を次 \mathcal{O} ように改

第二条の次に次の一条を加える。

(最高文書管理責任者)

第二条の二 規則第四条第一 項の 最高文書管理責任者は、 総務部 人財政策局長をも

って充てる。

- 2 最高文書管理責任者は、次に掲げる事務を統括する。
- 一 文書等の管理に係る企画及び立案に関すること。
- 二 文書等の管理に係る研修に関すること。
- 三 文書等の管理に係る調査に関すること。
- 四 文書等の管理に係る指導及び助言に関すること。
- 五. 前各号に掲げるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 文書等の管理に関すること。

第三条第一項中 「第四条第二項」 を 「第四条第三項」に改め、 同条第二項第二号

る。 「第四条第三項」 を「第四条第四 項 に、 「同条第四項」を「同条第五 項」に改 8

別表課 \mathcal{O} 文書記号の 表ラグ ビ ワ ル K 力 ップ二千十九大会課 \mathcal{O} 項を削 り、 同 表

			中海防防災部	一当与与父	1
災対	消防				
_ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	こ女かる。				
			消した		
		かに対象が	災害対策果	3	二肖方果

える。 別表所の 文書記号の 表埼玉県西 関東連絡道路建設事務所の 項 \mathcal{O} 次に次 \mathcal{O} ように 加

埼玉県 鉄道高架建 設 事 務所

鉄

高建

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。